

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に定める書面)

令和 2 年 4 月 20 日

全国保証株式会社

令和2年4月20日

吸収分割にかかる事前開示事項

東京都千代田区大手町二丁目1番1号
全 国 保 証 株 式 会 社
代表取締役社長 石川 英治

当社は、令和2年4月1日付で株式会社セディナ（以下、「セディナ社」といいます）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、令和2年6月1日を効力発生日として、セディナ社が保有する有担保保証事業にかかる保証債務、契約上の地位およびこれらに付随する権利義務の一部を当社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます）を行うことといたします。

本吸収分割に関して開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約書の内容（会社法第794条第1項）

別紙1記載のとおりです。

2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本吸収分割に際して、現金1円をセディナ社へ交付することといたしました。

上記の事項は、承継する保証債務の時価相当額を鑑み事業価値を算定した結果をもとに、両社の協議・交渉の上決定いたしました。

3. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

（1）吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2記載のとおりです。

（2）吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

当社は、本吸収分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務について、その履行を担保するのに足りる資産を有しており、債務履行に問題はないものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社セディナ（以下「甲」という。）と全国保証株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第 5 条において定義する。）をもって、甲の有担保保証事業のうち、下記金融機関（以下総称して「本件金融機関」という。）の有する債権を対象とする有担保保証事業（以下「本件対象事業」という。）に関して甲が有する第 3 条第 1 項所定の権利義務等を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

記

- (1) きのくに信用金庫
- (2) 豊田信用金庫
- (3) 但陽信用金庫
- (4) 尼崎信用金庫
- (5) 大阪シティ信用金庫

第 2 条 （商号・住所）

本件吸収分割の吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 甲（吸収分割会社）
商号 株式会社セディナ
住所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号
- (2) 乙（吸収分割承継会社）
商号 全国保証株式会社
住所 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号

第 3 条 （承継する権利義務）

1. 乙は、本件吸収分割の効力発生日をもって、甲から、別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」に記載の、本件対象事業に関する資産、債務その他の権利義務及び契約上の地位を承継する。詳細については、甲乙別途合意のうえ定める。

第9条 (本契約の変更)

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する債務その他の権利義務及び契約上の地位に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約に定める分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、甲の取締役会における承認及び法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

第11条 (費用)

甲及び乙は、本契約に別途規定するものを除き、本契約の締結及び履行に係る一切の費用を各自負担するものとする。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

第13条 (準拠法及び合意管轄)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、かつ、これに従い解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

[以下余白]

承継する資産・債務、権利・義務の明細

1 承継する資産（※）

現金 44,000,000 円

2 承継する保証債務（※）

「3 承継する契約上の地位」に記載の契約に基づく甲の保証債務、保証委託債務。

金 2,853,212,164 円（令和 1 年 12 月 31 日時点の残高）

※ 法律上の原因を問わず、効力発生日において発生している簿外債務及び偶発債務並びに効力発生日の前日までの原因に基づき効力発生日後に発生する簿外債務及び偶発債務は承継しない。

※ 上記金額は本契約締結日における概算額であり、具体的な金額等については、効力発生日までの増減を加味した上で、甲乙間で別途定める。

ただし、下記の各場合における当該保証債務は承継対象外とする。

記

- (1) 令和 2 年 5 月 31 日までに、保証債務の主債務（以下当該主債務に対応する債権を「本件ローン債権」という。）が完済された場合。
- (2) 令和 2 年 5 月 31 日までに、本件ローン債権について令和 2 年 6 月 1 日以降の甲による本件金融機関への代位弁済が確定している場合。
- (3) 令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日まで、本件ローン債権の約定完済日が到来する場合。
- (4) 令和 2 年 5 月 31 日までに、保証債務を担保するための担保権が抹消されている場合。
- (5) 上記以外に、令和 2 年 5 月 31 日までに、甲、乙及び本件金融機関が承継対象外とすることを合意した場合。

3 承継する契約上の地位

甲と本件金融機関との間の下記契約書に基づく甲の契約上の地位

記

- (1) 但陽信用金庫との間で締結された平成 12 年 12 月 20 日付「不動産購入ローン保証に関する基本契約書」
- (2) 但陽信用金庫との間で締結された平成 13 年 6 月 7 日付「変更契約書」

- (23) 豊田信用金庫との間で締結された平成 9 年 10 月 20 日付「不動産購入ローン保証に関する基本契約書」
- (24) 豊田信用金庫との間で締結された平成 11 年 4 月 9 日付「覚書」
- (25) 豊田信用金庫との間で締結された平成 13 年 4 月 13 日付「覚書」（「保証基準及び条件 4（肩代り 120%ローン）」について）
- (26) 豊田信用金庫との間で締結された平成 13 年 10 月 1 日付「覚書」（「保証基準及び条件 4（肩代り 120%ローン）」について）
- (27) 豊田信用金庫との間で締結された平成 14 年 10 月 10 日付「覚書」（「保証基準及び条件 5（100%ローン）」について）
- (28) 豊田信用金庫との間で締結された平成 15 年 4 月 21 日付「住宅ローン保証に関する基本契約書」
- (29) 豊田信用金庫との間で締結された平成 15 年 4 月 21 日付「覚書」（「保証基準及び条件（ニューCF住宅ローン）」について）
- (30) 豊田信用金庫との間で締結された平成 15 年 9 月 30 日付「覚書」（「保証基準及び条件（ニューCF住宅ローン）」について）
- (31) きのくに信用金庫との間で締結された平成 12 年 6 月 26 日付「不動産購入ローン保証に関する基本契約書」
- (32) きのくに信用金庫との間で締結された平成 12 年 6 月 26 日付「覚書」（「保証基準及び条件（肩代り 150%）」について）
- (33) きのくに信用金庫との間で締結された平成 13 年 4 月 2 日付「覚書」（「保証基準及び条件（肩代り 150%）」について）
- (34) きのくに信用金庫との間で締結された平成 13 年 4 月 2 日付「覚書」（「保証基準及び条件（肩代り 150%）」について）
- (35) きのくに信用金庫との間で締結された平成 14 年 4 月 1 日付「覚書」（「保証基準及び条件（肩代り 150%）」について）
- (36) きのくに信用金庫との間で締結された平成 14 年 4 月 1 日付「覚書」（「保証基準及び条件 1」並びに「保証基準及び条件 2」について）
- (37) きのくに信用金庫との間で締結された平成 14 年 10 月 1 日付「覚書」（「保証基準及び条件（肩代り 150%）」について）
- (38) きのくに信用金庫との間で締結された平成 15 年 1 月 6 日付「覚書」
- (39) きのくに信用金庫との間で締結された平成 15 年 1 月 6 日付「覚書」（「保証基準及び条件（肩代り 150%）」について）
- (40) きのくに信用金庫との間で締結された平成 15 年 11 月 11 日付「覚書」
- (41) 大阪シティ信用金庫（旧阪奈信用金庫）との間で締結された平成 10 年 7 月 30 日付「不動産購入ローン保証に関する基本契約書」
- (42) 大阪シティ信用金庫（旧阪奈信用金庫）との間で締結された平成 10 年 10 月 23

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,974,231	流動負債	1,735,815
現金及び預金	43,938	支払手形	816
割賦売掛金	1,191,610	買掛金	121,410
信用保証割賦売掛金	559,327	信用保証買掛金	559,327
営業貸付金	130,102	短期借入金	534,700
前払費用	2,014	1年内返済予定の長期借入金	440,000
立替金	10,183	リース債務	39
未収入金	15,818	未払金	9,919
その他の他	51,723	未払費用	3,669
貸倒引当金	△30,487	未払法人税等	825
		預り金	7,498
		集金代行預り金	497
		賞与引当金	1,644
		割賦利益繰延	55,376
		その他の他	90
固定資産	154,544	固定負債	165,721
有形固定資産	2,464	長期借入金	118,000
建物	810	リース債務	55
器具備品	1,505	ポイント引当金	7,260
土地	1	退職給付引当金	96
リース資産	82	利息返還損失引当金	34,713
その他の他	62	事業移転損失引当金	4,518
無形固定資産	15,038	受入保証金	666
ソフトウェア	9,262	その他の他	411
のれん	2,624		
その他の他	3,151	負債合計	1,901,537
投資その他の資産	137,042	(純資産の部)	
投資有価証券	23,328	株主資本	221,680
関係会社株式	85,782	資本金	82,843
固定化営業債権	1,863	資本剰余金	156,303
繰延税金資産	20,039	資本準備金	123,021
前払年金費用	3,330	その他資本剰余金	33,282
差入保証金	2,394	利益剰余金	△17,467
その他の他	1,630	利益準備金	1,017
貸倒引当金	△1,326	その他利益剰余金	△18,484
		繰越利益剰余金	△18,484
		評価・換算差額等	5,558
		その他有価証券評価差額金	5,558
		純資産合計	227,238
資産合計	2,128,776	負債純資産合計	2,128,776

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
包 括 信 用 購 入 あ つ せ ん 収 益		65,910
個 別 信 用 購 入 あ つ せ ん 収 益		28,709
信 用 保 証 収 益		12,593
融 資 収 益		20,782
そ の 他 の 収 益		17,447
金 融 収 益		
受 取 利 息	6	
そ の 他	860	867
営 業 収 益 合 計		146,311
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		141,374
金 融 費 用		
支 払 利 息	1,987	
そ の 他	0	1,987
営 業 費 用 合 計		143,362
営 業 利 益		2,949
営 業 外 収 益		143
営 業 外 費 用		29
経 常 利 益		3,062
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	410	410
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	12	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
契 約 解 除 に よ る 解 決 金	250	
資 材 廃 棄 損	83	
そ の 他	60	407
税 引 前 当 期 純 利 益		3,066
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	29	
法 人 税 等 調 整 額	△486	△457
当 期 純 利 益		3,523

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2018年4月1日残高	82,843	123,021	33,282	156,303
事業年度中の変動額				
当期純利益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2019年3月31日残高	82,843	123,021	33,282	156,303

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰越利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
2018年4月1日残高	1,017	△22,008	△20,990	218,156
事業年度中の変動額				
当期純利益	-	3,523	3,523	3,523
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	3,523	3,523	3,523
2019年3月31日残高	1,017	△18,484	△17,467	221,680

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日残高	6,963	6,963	225,120
事業年度中の変動額			
当期純利益	-	-	3,523
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,405	△1,405	△1,405
事業年度中の変動額合計	△1,405	△1,405	2,118
2019年3月31日残高	5,558	5,558	227,238

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物付属設備を除く)	1998年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの 旧定額法 2007年4月1日以降に取得したもの 定額法
建物付属設備	2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの 定率法 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法
建物及び建物付属設備以外の 有形固定資産 (リース資産を除く)	2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法 なお、主な耐用年数は、建物3～60年、器具備品2～20年であります。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)	定額法 なお、主な償却年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。 のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。
------------	--------------------------------------------------------------------------------------

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れ等による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------

賞 与 引 当 金	執行役員及び従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
ポ イ ン ト 引 当 金	カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末における費用負担見込額を計上しております。
退 職 給 付 引 当 金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、前払年金費用として表示しております。</p> <p>2016年4月1日付でさくらカード株式会社を吸収合併したことに伴い引き継いだ引当金は、当事業年度末における退職給付債務の金額(簡便法により算定された金額)に基づいて計上しております。</p>
利 息 返 還 損 失 引 当 金	将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
事 業 移 転 損 失 引 当 金	住宅ローンについて事業移転に関する方針を決定したことに伴い、同事業の移転により発生する損失に備えるため、移転時における損失見込額を計上しております。
5. 収益の計上基準	
包 括 信 用 購 入 あ つ せ ん 顧 客 手 数 料 (リ ボ 払 ・ 分 割 払) 加 盟 店 手 数 料	<p>主として残債方式による期日到来基準</p> <p>立替払契約時に計上</p>
個 別 信 用 購 入 あ つ せ ん 顧 客 手 数 料 (分 割 払) 加 盟 店 手 数 料	<p>残債方式による発生基準</p> <p>または、7・8分法による期日到来基準</p> <p>立替払契約時に計上</p>
信 用 保 証	<p>残債方式による発生基準</p> <p>または、7・8分法による期日到来基準</p>
融 資	<p>残債方式による発生基準</p> <p>または、7・8分法による期日到来基準</p>
6. ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法	
	原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。

7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
8. 連結納税制度の適用 株式会社三井住友フィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 割賦売掛金

部 門 別	事業年度末残高
包括信用購入あっせん	391,662百万円
個別信用購入あっせん	799,947
計	1,191,610

2. 割賦利益繰延

部 門 別	事業年度末残高
包括信用購入あっせん	1,044百万円
個別信用購入あっせん	49,303
信用保証	4,472
融 資	556
計	55,376

3. 有形固定資産の減価償却累計額 7,391 百万円

4. 保証債務

信用保証業務のうち債権債務とみなされない保証債務の額
341,753百万円

5. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	5,483百万円
短期金銭債務	192百万円
長期金銭債務	159百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

包括信用購入あっせん収益	977百万円
信用保証収益	460百万円
その他の収益他	9,941百万円
金融収益	119百万円
販売費及び一般管理費	913百万円
金融費用	100百万円

2. 部門別取扱高

部 門 別	取 扱 高	(元本取扱高)
包括信用購入あっせん	2,153,208百万円	(2,151,271百万円)
個別信用購入あっせん	735,496	(711,412)
信用保証	277,887	(276,366)
融 資	123,944	(123,633)
そ の 他	543,892	
計	3,834,429	

3. 「特別損失」の「その他」の主な内容は、クレジットカード不正利用に係る損失であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
A種種類株式	799,350	—	—	799,350

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	35,318百万円
利息返還損失引当金損金不算入額	10,629
貸倒償却否認額	8,532
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,625
会社分割により取得した承継会社株式	4,746
ポイント引当金損金不算入額	2,223
事業移転損失引当金損金不算入額	1,383
投資有価証券評価損	718
その他	4,657
繰延税金資産小計	72,835
評価性引当額	△47,466
繰延税金資産合計	25,368

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,765
退職給付信託設定益	△1,480
合併により時価を付した資産及び負債の否認	△586
合併による時価評価損	△443
その他	△53
繰延税金負債合計	△5,329

繰延税金資産の純額 20,039

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定する方針であります。また、クレジット事業などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融によって資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利の変動による不利な影響が生じないように、デリバティブ取引も行っております。デリバティブ取引は、原則、借入金の金利変動リスクのヘッジを目的としたものに限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内の個人に対する割賦売掛金、信用保証割賦売掛金及び営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には金利スワップ取引があり、当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、「カード審査規定」等に従い、割賦売掛金、信用保証割賦売掛金及び営業貸付金などの営業債権について、商品に応じて個別案件ごとの与信審査、与信限度額及び信用情報管理など

管理に対する体制を整備し、運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部等により行われており、与信管理の状況については、監査部が定期的に内部監査を行っております。

また、「債権管理基本規定」に従い、期日及び残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスクの管理

i) 金利リスクの管理

当社は、「市場リスク・流動性リスク管理規定」において、リスク管理方法や手続きを定めており、経営会議またはリスク統制委員会においてリスク管理に関わる重要な事項を決定し、全社的なリスク管理に関する審議・決定・報告を行うリスク統制委員会においてリスク管理状況の報告を定例的に行っております。具体的には、業務運営方針等を勘案し、経営会議またはリスク統制委員会において、年度毎にベースス・ポイント・バリュー（金利変動による、将来発生するキャッシュ・フローの現在価値の変動額）の上限を決定し管理しております。管理の状況は、月次で金融資産及び負債の残高や金利期日等に基づきベースス・ポイント・バリューを算出することで確認し、定例的にリスク統制委員会に報告しております。上限を超過した場合には、対応方針を経営会議またはリスク統制委員会に付議するものとしております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

ii) 為替リスクの管理

当社は、為替の変動リスクに関しては、経営会議またはリスク統制委員会において、年度毎にトータルエクスポージャー（為替持高）の上限を決定し管理しております。管理の状況は、月次でトータルエクスポージャーを算出することで確認し、定例的にリスク統制委員会に報告しております。上限を超過した場合には、対応方針を経営会議またはリスク統制委員会に付議するものとしております。

iii) 価格変動リスクの管理

投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、保有状況を見直しております。

iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、「資金及び証券の計画・運用規定」に基づき取引を行っております。月次の取引実績は、財務部において記帳及び残高照合等を行い、経理部に報告し承認を得ております。また、デリバティブ取引の実施状況は、期中に新たに実行した取引がある場合に限りその取引の内容を、取締役会の期末（第4四半期）の業務執行状況報告において報告するものとしております。

v) 市場リスクに係る定量的情報

当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「割賦売掛金」、「営業貸付金」、「支払手形」、「買掛金」、「短期借入金」、「長期借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。これらの金融資産及び金融負債について、ベースス・ポイント・バリューを算出し、半期毎に決定した上限額と比較し、管理しております。金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定すると、2019年3月31日現在、金利が1ベースス・ポイント（0.01%）上昇した場合の現在価値は115百万円減少し、1ベースス・ポイント下落した場合の現在価値は115百万円増加するものと把握しております。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、資金調達手段の多様化、金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預金	43,938	43,938	—
(2) 割賦売掛金	1,191,610		
割賦利益繰延(*2)	△50,347		
貸倒引当金(*3)	△16,820		
	1,124,441	1,178,824	54,382
(3) 営業貸付金	130,102		
割賦利益繰延(*2)	△556		
貸倒引当金(*3)	△9,377		
	120,168	125,327	5,158
(4) 未収入金	15,818		
貸倒引当金(*3)	△385		
	15,432	15,432	—
(5) 投資有価証券	18,154	18,154	—
その他有価証券			
(6) 固定化営業債権	1,863		
貸倒引当金(*3)	△1,195		
	668	668	—
資産計	1,322,805	1,382,346	59,541
(1) 支払手形	(816)	(816)	—
(2) 買掛金	(121,410)	(121,410)	—
(3) 短期借入金	(534,700)	(534,700)	—
(4) 長期借入金			
1年内返済予定の長期借入金	(440,000)		
長期借入金	(118,000)		
未払費用(*4)	(81)		
	(558,081)	(562,242)	4,160
(5) 預り金	(7,498)	(7,498)	—
(6) 集金代行預り金	(497)	(497)	—
(7) 未払金	(9,919)	(9,919)	—
(8) 未払費用(*5)	(3,587)	(3,587)	—
負債計	(1,236,510)	(1,240,671)	4,160

	契約額等	時価
(1) 信用保証割賦売掛金／信用保証買掛金	559,327	10,414
(2) 保証債務	341,753	10,045

- (*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (*2) 割賦売掛金及び営業貸付金に対応する割賦利益繰延を控除しております。
- (*3) 割賦売掛金、営業貸付金、未収入金及び固定化営業債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*4) 長期借入金に対応する未払利息であります。
- (*5) 長期借入金に対応する未払利息以外であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金及び(3) 営業貸付金

これらの時価については、一定の種類及び期間に基づいた区分ごとに、元利金の合計額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(4) 未収入金

未収入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額と近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券(株式)の時価については、取引所の価格によっております。

(6) 固定化営業債権

固定化営業債権については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金のうち、固定金利によるものについては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外の変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(5) 預り金、(6) 集金代行預り金、(7) 未払金及び(8) 未払費用(長期借入金に対応する未払利息以外)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記負債(4)参照)。

その他

(1) 信用保証割賦売掛金／信用保証買掛金及び(2) 保証債務

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の本表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*1)
(1) 投資有価証券(非上場株式)(*2・3)	
その他有価証券	5,173
関係会社株式	85,782
	90,955
(2) 受入保証金(*4)	(666)
(3) 貸出コミットメント(*5)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*4) 受入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの予測が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*5) 当社は、クレジットカードに付帯するキャッシング業務及びカードローン業務を行っております。当該業務に係る貸出未実行残高については、将来キャッシュ・フローを特定することは困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SMB Cファイナンスサービス株式会社	東京都港区	71,705	決済代行業	所有 直接100.00%	役員の兼任 2人 資金の借入等	資金の借入(注1) 利息の支払 資金の仮払	12,419,000 74 50,466	— その他流動 資産	— 50,466

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996	銀行業	—	資金の借入等	資金の借入(注1) 利息の支払	6,319,200 1,829	短期借入金 1年内返済予定の 長期借入金 長期借入金 未払費用	500,800 440,000 118,000 91
							ローン債務者 に対する保証 受取保証料(注2)	77,605 2,112	— 未収入金	— 239

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 借入金利については、一般市中金利となっております。
- 保証料については、株式会社三井住友銀行から提示された料率を基準として、交渉により決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 284円28銭
- 1株当たり当期純利益 4円41銭

(重要な後発事象に関する注記)

親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

- ① 名称 三井住友カード株式会社
- ② 住所 大阪市中央区今橋四丁目5番15号
- ③ 代表者の氏名 大西 幸彦
- ④ 資本金の額 34,000百万円
- ⑤ 事業の内容 クレジットカード業務、
デビットカード・プリペイドカード・その他決済業務、
ローン業務、保証業務、ギフトカード業務、その他付随業務

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	-
異動後	799,350,512個	100.00%

(3) 当該異動の年月日

2019年4月1日

第 93 期

報 告 書

〔 自 2018年4月 1日
至 2019年3月31日 〕

事 業 報 告

株式会社セディナ

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【事業の状況】

当事業年度におけるわが国経済は、中国経済の減速や英国のEU離脱交渉の展開など、先行きは不透明な状況が続く中、雇用・所得環境の改善を背景に、消費については底堅く推移しました。当社の属するクレジット業界においては、2018年7月に産・官・学によるキャッシュレス推進協議会が発足するなどキャッシュレス化の流れが確実に進み、諸外国と比較し未だ高いシェアを占める現金決済のマーケットの取り込みを狙って、新たなテクノロジー、様々なプレイヤー、支払手段が乱立し、決済ビジネスを取り巻く環境は想定を上回るスピードで変化が続いております。

このような経営環境下において当社は、「質の伴ったトップライン拡大の追及」と「効率性向上の徹底追及」を重点課題に掲げ、収益増強とBPRの推進に取り組みました。

当事業年度における主な営業活動として、カード事業においては、当社のショッピングクレジット最大手先である株式会社ジャパネットたかたと「ジャパネットカード」を発行し、2019年1月より本格展開を開始いたしました。提携カードの独自特典である商品購入時の送料無料や分割手数料無料サービスが高く評価されており、当初の計画を上回るお申込みをいただいております。

また、法人マーケットへの取組みとして、4月に株式会社カインズと農業の収穫時期にお支払いが可能な「カインズA.G.P.カード（収穫払い）」を、9月にはアークランドサカモト株式会社と「PRO PREMIUM CARD」を発行しました。

上記に加えて、10月より国内最大規模の商品購買情報（ID-POS情報）を保有する株式会社True Dataと業務提携し、生活者の商品購買情報とクレジットカード情報を掛け合わせたビッグデータを活用したデータマーケティングサービスの提供を開始するなど、お客さまのニーズに合わせた商品・サービスの充実を図りました。

信販事業においては、Webクレジット・システム「セディナC-Web」の加盟店への導入を推進しました。デジタル取引を拡大させるための専門部署を設置し、デジタル推進の基盤整備を進め、新商品・サービスのリリースに取り組みました。その結果、特定の取引先を除くクレジット利用申込の半数がWeb利用となり、加盟店向けサービスの強化と当社の業務効率化が進展しました。また、ショッピングクレジットを中心に今後の取引拡大が見込まれる大手加盟店との新規提携を進めました。

ソリューション事業においては、コンシューマーファクタリング、ビジネスクレジット並びに高速道路事業が好調に推移しております。中でも音楽教室の月謝の包括債権買取における伸長が大きく寄与し、ファクタリング全体でセディナ発足以来最高の取扱高、営業収益となりました。

【業績の概要】

包括信用購入あっせん収益は65,910百万円、個別信用購入あっせん収益は28,709百万円、信用保証収益は12,593百万円、融資収益は、カードキャッシングの残高減少が続き20,782百万円、営業収益は146,311百万円となりました。

業務効率化の推進等により人件費が減少しましたが、将来の利息返還請求に備え保守的に利息返還損失引当金を11,000百万円積み増した結果、営業費用は143,362百万円となりました。この結果、営業利益2,949百万円、経常利益3,062百万円、当期純利益は3,523百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

わが国経済の先行きの見通しは、海外経済の緩やかな減速が見込まれることに加え、2019年10月に消費増税が予定されており、予断を許さないものの、設備投資や個人消費は底固く、また政府による公共投資や増税時の消費落ち込みを防ぐ各種対策により、景気は回復基調が持続する見込みです。

クレジットカード業界においては、政府主導によるキャッシュレス化の推進、非消費分野等の決済領域拡大、QRコード決済等のスマートデバイス決済サービスの拡大等により、市場は絶え間なく進化しつつ、成長は継続する見通しです。そのため、この成長市場には、既存競合先に加え多くの異業種が新規に参入し、競争が激化しております。

こうした中、2019年4月1日付で三井住友カードが当社の全株式を取得し、当社は完全子会社となりました。これは、『三井住友カード・セディナ』が意思決定と財務を一本化し、効率性の高い、スピード感のある戦略遂行を行う事で、実質的な一つの事業体としてSMB Cグループのキャッシュレス決済戦略の中核を担う事業体制を構築するものであります。

以上を踏まえ、『三井住友カード・セディナ』が2019年度に目指すべき方向性として、以下の基本方針を策定しました。

- ①キャッシュレス決済戦略の実行 ～グループ総力を挙げた戦略推進の加速～
- ②総合決済カンパニーへの進化 ～フルラインアップの決済サービスの積極活用～
- ③中長期的な事業構造の変革 ～業務プロセス改革を通じた筋肉質な事業構造への転換～

これにより、本邦No.1の総合決済カンパニーを実現するべく、取り組んでまいります。

部門別取扱高

(単位：百万円)

部門別	前事業年度		当事業年度		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
包括信用購入あっせん	2,128,837 (2,126,805)	56.0 %	2,153,208 (2,151,271)	56.2 %	101.1 %
個別信用購入あっせん	735,151 (706,836)	19.3	735,496 (711,412)	19.2	100.0
信用保証	295,255 (293,549)	7.8	277,887 (276,366)	7.2	94.1
融資	135,116 (134,788)	3.6	123,944 (123,633)	3.2	91.7
その他	504,230	13.3	543,892	14.2	107.9
合計	3,798,590	100.0	3,834,429	100.0	100.9

(注) () 内は、元本取扱高であります。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました主な設備投資は、次のとおりであります。

主な設備投資の内容	金額
システム開発	4,271 百万円
器具・備品の購入等	426
合計	4,698

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第90期 (2016年3月期)	第91期 (2017年3月期)	第92期 (2018年3月期)	第93期 (2019年3月期)
取 扱 高 (百万円)	3,711,017	3,747,230	3,798,590	3,834,429
営 業 収 益 (百万円)	149,903	152,147	149,627	146,311
経 常 利 益 (百万円)	479	7,102	2,201	3,062
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (百万円)	256	14,230	△5,921	3,523
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	0.17	9.28	△7.41	4.41
総 資 産 (百万円)	2,037,836	2,112,524	2,115,066	2,128,776
純 資 産 (百万円)	206,862	229,380	225,120	227,238
1株当たり純資産 (円)	134.44	286.96	281.63	284.28

(注)

- 第91期は、包括信用購入あっせん収益や融資収益等で減少しましたが、個別信用購入あっせん収益、信用保証収益等が増加したため、営業収益は増加となりました。営業費用は、人件費及び物件費の増加はあったものの、金融費用及び利息返還損失引当金の積み増し額が減少したため、経常利益は増加いたしました。
- 第92期は、個別信用購入あっせん収益は増加しましたが、包括信用購入あっせん収益や融資収益等で減少したため、営業収益は減少となっております。営業費用は、物件費は減少したものの人件費や金融費用の増加、利息返還損失引当金の積み増しを行ったことにより増加し、経常利益は減少いたしました。また、繰延税金資産を取り崩したため、当期純損失となっております。
- 第93期は、包括信用購入あっせん収益や個別信用購入あっせん収益、融資収益等で減少したため、営業収益は減少となっております。営業費用は、物件費や金融費用は増加したものの、人件費及び利息返還損失引当金の積み増し額が減少したため、経常利益は増加いたしました。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	親会社の出資比率	主要な事業内容
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	百万円 2,339,443	— (100.00)%	傘下子会社の経営管理、並びにそれに付帯する業務
株式会社SMFGカード&クレジット	百万円 49,859	100.00 (—)%	コンシューマーファイナンス業 (経営管理業務)

(注) 親会社の出資比率欄の()内は、間接被所有割合を記載しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SMB Cファイナンスサービス株式会社	百万円 71,705	100.00%	決済代行業
株式会社セディナ債権回収	百万円 500	100.00%	債権管理回収業

(11) 主要な事業内容 <2019年3月31日現在>

カード事業、信販事業、ソリューション事業、融資事業、その他

(12) 主要な営業所 <2019年3月31日現在>

【本店】 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

【東京本社】 東京都港区港南二丁目16番4号

【営業部】

名 称	所 在 地
東京営業部	東京都新宿区
横浜営業部	横浜市中区
名古屋営業部	名古屋市中区
大阪営業部	大阪市西区
福岡営業部	福岡市中央区

【営業店】

地 区	支 店 数	支 店 名
北海道	1	札幌
東北	4	青森、仙台、福島、盛岡
関東・甲信越	7	大宮、千葉、水戸、宇都宮、高崎、松本、新潟
中部	6	静岡、岡崎、岐阜、津、金沢、富山
関西	3	神戸、姫路、京都
中国・四国	7	広島、岡山、山陰(島根県)、山口、高松、徳島、松山
九州・沖縄	7	北九州、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
合 計	35	

(13) 使用人の状況 <2019年3月31日現在>

使用人数	前事業年度末比
3,248 名	100 名 減

(14) 主要な借入先の状況 <2019年3月31日現在>

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	1,058,800 百万円

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 <2019年3月31日現在>

① 発行可能株式総数	2,400,000千株
(普通株式)	800,000千株)
(A種種類株式)	800,000千株)
(B種種類株式)	800,000千株)
② 発行済株式の総数	799,350千株
(普通株式)	—千株)
(A種種類株式)	799,350千株)
(B種種類株式)	—千株)
③ 株主数	
普通株式	一名
A種種類株式	1名
B種種類株式	一名

(注) 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）およびB種種類株式を有する株主（以下「B種株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式およびB種種類株式1株につき、金1円（以下「A種およびB種残余財産分配額」という。）を支払います。

A種株主またはA種登録株式質権者およびB種株主またはB種登録株式質権者に対しA種およびB種残余財産分配額の金銭が支払われた後、なお残余財産がある場合には、A種株主またはA種登録株式質権者およびB種株主またはB種登録株式質権者に対し、A種種類株式およびB種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額と同額の残余財産の分配を金銭により行います。

また、B種株主は、株主総会において議決権を有しておりません。

④ 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社SMFGカード&クレジット	799,350	100.00

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 <2019年3月31日現在>

氏 名	地位及び担当
中 西 智	代表取締役社長
松 橋 禎	取締役専務執行役員 クレジット事業 担当役員
木 村 浩 司	取締役専務執行役員 経営企画 担当役員
千松 健太郎	取締役専務執行役員 カード事業 担当役員
北 川 博 康	取締役専務執行役員 業務管理 担当役員
城 倉 隆	取締役専務執行役員 システム 担当役員
島 田 秀 男	取締役
田 村 直 樹	取締役
拝 郷 寿 夫	取締役
林 正 志	監査役
吉 田 聡	監査役
森 川 禎 一	監査役

- (注) 1. 取締役拝郷寿夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役及び監査役の異動は下記のとおりです。

(2018年4月1日付)

氏 名	地位及び担当	異 動
松 橋 禎	取締役専務執行役員 ホールセール営業責任役員 (クレジット担当) 兼 営業企画責任役員	取締役専務執行役員 クレジット事業 担当役員
千 松 健太郎	取締役専務執行役員 ホールセール営業責任役員 (カード担当) 兼 リテール営業責任役員	取締役専務執行役員 カード事業 担当役員
北 川 博 康	取締役常務執行役員 業務サポート・債権管理統括 責任役員	取締役専務執行役員 業務管理 担当役員
城 倉 隆	取締役常務執行役員 システム担当役員	取締役専務執行役員 システム 担当役員

(2018年4月25日付)

氏名	地位及び担当	異動
大西幸彦	取締役	退任
田村直樹	—	取締役(新任)

(2019年3月31日付)

氏名	地位及び担当	異動
島田秀男	取締役	退任
拝郷寿夫	取締役	退任

(2019年4月1日付)

氏名	地位及び担当	異動
中西智	代表取締役社長	退任
小野直樹	—	代表取締役社長(新任)
千松健太郎	取締役専務執行役員 カード事業 担当役員	取締役専務執行役員 業務管理 担当役員
北川博康	取締役専務執行役員 業務管理 担当役員	取締役専務執行役員 システム 担当役員
城倉隆	取締役専務執行役員 システム 担当役員	取締役専務執行役員 カード事業 担当役員

(2019年4月25日付)

氏名	地位及び担当	異動
大西幸彦	—	取締役(新任)

4. 会計監査人に関する事項

名称 有限責任 あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項及びその運用状況の概要

当社取締役会は、当社における業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために整備すべき体制を、次のとおり決議しております。

[内部統制基本方針]

- (1) 当社及び当社のグループ会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループすべてにおいて、コンプライアンス（法令、定款等の遵守）を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」にコンプライアンスの基本方針や取組を定め、コンプライアンスを徹底する。
 - ② 「内部統制委員会」、「リスク統制委員会」、「コンプライアンス委員会」、「顧客満足委員会」及び「反社マネロン対策委員会」を定例開催し、コンプライアンス全般に亘る基本方針・体制等に関する審議決定及び遵守状況等の報告を行う。当社グループにおいて一元的なコンプライアンス体制を構築するため、当社のグループ会社社長（又は当社社長が指名した者）を「内部統制委員会」、「リスク統制委員会」、「コンプライアンス委員会」、「顧客満足委員会」及び「反社マネロン対策委員会」に出席させる。
 - ③ 当社グループすべてにおいて、コンプライアンスの統括管理部署を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、各部署にコンプライアンスの責任者を定め、各部署の一人ひとりにコンプライアンスに関する意識を周知徹底する。
 - ④ 「セディナ・ヘルプライン規定」に基づき、当社グループの内部通報制度を整備し、その適切な運営により、コンプライアンスを徹底する。
 - ⑤ 業務関連部署から独立した内部監査担当部署を設置し、「内部監査規定」に基づき、当社グループを対象としてコンプライアンスに関する内部監査を行い、その結果を取締役に報告する。
 - ⑥ 取締役は、取締役会での業務執行状況の報告等を通じ、他の取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかどうかを相互に監視する。
 - ⑦ 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価規則」及び「財務報告に係る内部統制評価規定」に基づき、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
 - ⑧ マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与防止に関わる国際的な要請、法令及びガイドライン等を遵守するために、「マネー・ローンダリング等防止対策に関する規定」を定め、同規定に基づく運営及び管理を行う。
 - ⑨ 「反社会的勢力による被害の防止に関する規定」等に基づき、外部専門機関との緊密な連携を強化し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための管理体制を整備する。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で拒絶する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報管理規定」及び「文書管理規定」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存及び管理し、取締役が、随時、必要な情報を閲覧できる体制を構築する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社グループにおける損失の危険の管理を適切に行うため、「リスク統制委員会」において、当社グループのリスク管理の基本方針の決定、管理状況の報告等を行う。
- ② リスクの統括管理部署を設置し、「リスク管理基本規程」に基づき、リスク管理体制の構築・運用・推進を行い、個別リスクの管理担当部署は各リスクに対する具体的対応策を実行する。
- ③ 危機管理の統括管理部署を設置し、「危機管理基本規定」に基づき、危機事態・異例事態の発生時に損害を最小限に止める体制を構築する。
- ④ 内部監査担当部署は「内部監査規定」に基づき、当社グループのリスク管理体制に関する内部監査又はそのモニタリングを行い、その結果を取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画を策定し、目標達成に向けた経営の意思決定、経営資源の配分、ITを活用した業績管理等を行う。
- ② 取締役の担当職務を明確にするとともに、「組織規定」「執行役員規定」等に基づき、適切な権限委譲を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「SMFG」という。）のグループ会社の一員として、SMFGと情報共有を行い、当社グループが適正に業務を遂行するために必要な体制を構築する。当社の各担当役員及び各部門は、職務に応じて当社グループの体制構築に必要な業務活動を行う。
- ② 「グループ執行会議」を開催し、当社のグループ会社社長から業務執行の状況や重要な経営課題等について直接報告を受け、対応方針を確認・指示する。
- ③ 当社のグループ会社の取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、「関係会社管理規定」等に基づき、グループ会社の管理及び運営を行う。
- ④ S M B Cグループ会社（当社のグループ会社を含む）との取引等については、「関係会社管理規定」等に基づき、その公正性及び適切性を確保する。
- ⑤ 内部監査担当部署は「内部監査規定」に基づき、当社のグループ会社の内部監査のモニタリング又は内部監査を行い、その結果を取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- ② 監査役の補助使用人の人数、具備すべき能力等については常勤監査役と協議の上で決定し、適切な人材を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の補助使用人については取締役からの独立性を確保し、補助使用人が監査役補助職務を遂行する場合には、監査役以外の指揮命令を受けない。
- ② 監査役の補助使用人の人事考課は常勤監査役の同意を得るものとし、選任及び異動は常勤監査役と取締役が協議の上で行う。

(8) 当社グループの取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある、不正の行為、法令・定款に違反する重大な事実又はその他事実を発見したときには、当該事実を当社の監査役に報告する。当社グループの取締役、監査役及び使用人は、その業務について監査役から説明を求められたときには、速やかに報告する。
- ② 適正な目的に基づき監査役に報告した取締役、監査役及び使用人は、同報告を理由として不利な取扱いを受けない。
- ③ 内部通報の担当部署は、監査役に内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、当社グループの経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または監査役から説明を求められたときは、速やかに報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査担当部署及び取締役は、監査役と緊密に連携する。
- ② 重要な業務執行に関わる会議体への監査役の出席を求め、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
- ③ 監査役が必要と認めた場合に、弁護士、コンサルタント、公認会計士等外部専門家を活用できる環境を整備する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払等の処理に係る方針に関する事項

毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

当年度における当社の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

	業務の適正を確保する体制	運用状況の概要
1	当社及び当社のグループ会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	<p>コンプライアンスに関し、各規定等に基づいた取組を実施し、夫々会議体等に報告しました。</p> <p>(1) 当社及びグループ会社は 2018 年度のコンプライアンスプログラムを実行しました。</p> <p>(2) 内部統制・リスク統制・コンプライアンス・顧客満足・反社マネロン対策の各委員会を定例開催し付議・報告を実施しました。各委員会にはグループ会社も参加しました。</p> <p>(3) 役員向け弁護士セミナー、コンプライアンスアンケート、年間を通じたコンプライアンス勉強会等を実施しました。</p> <p>(4) 内部通報制度である「セディナ・ヘルプライン」を適切に運営しました。</p> <p>(5) 内部監査では社内全部署・全拠点及びグループ会社を対象として監査を行い、結果を取締役に報告しました。</p> <p>(6) 取締役会で業務執行状況報告（四半期毎）を行い、他の取締役の職務執行を相互に監視しました。</p> <p>(7) 財務報告に係る 2018 年度内部統制評価は、期末決算評価を除いて完了しました。</p> <p>(8) 反社マネロン対策委員会を定例開催し、AML／CFT 関連事項、反社関係遮断等の為の付議・報告を実施しました。</p>
2	取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	「取締役会規則」に基づき、取締役会議事録を毎回作成し、取締役及び監査役の記名・捺印の上、随時閲覧できるよう本店及び東京本社に備え置きました。
3	当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制	<p>各種リスク管理について、各規定等に基づいた取組を実施し、夫々会議体等に報告しました。</p> <p>(1) リスク全般に関する「2018 年度リスク管理の基本方針」を取締役会で承認しました。同方針に基づき、各個別リスクの管理担当部署が方針・具体的施策を策定し、進捗を取締役会及びリスク統制委員会で報告しました。</p> <p>(2) リスク管理の高度化を目的に、リスク管理態勢を見直し、「リスク管理基本規程」を改定しました。</p> <p>(3) 内部監査では、各種リスク管理態勢の適切性・有効性を検証し結果を四半期毎に取締役会に報告しました。グループ会社の内部監査実施結果等をモニタリングし、結果を必要に応じて取締役会に報告しました。</p>
4	取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	<p>各規定に基づき、取締役の業務執行が効率的に行われる体制を整備しています。</p> <p>(1) 「中期経営計画」に基づく業務計画の進捗状況を取締役に報告しました。</p> <p>(2) 経営の意思決定、経営資源の配分等のさらなる高度化のため、規定を改定（組織規定・稟議規定等）しました。</p> <p>(3) 取締役会で承認された資金計画に基づき、資金調達を実施しました。</p>

5	当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	<p>SMB Cグループとして業務を適正に行う体制を整備しています。</p> <p>(1) 組織規程において、SMFGへの申請協議・報告事項および所管部を定め、SMB Cグループ会社の一員として必要な運営体制を構築しています。「SMB Cグループコンプライアンス委員会」「グループCRO会議」等に出席し、SMB Cグループ各社と情報を共有しました。</p> <p>(2) グループ執行会議において、当社グループ会社社長等から業務執行状況や重要な経営課題等の報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、必要に応じて指示を行いました。</p> <p>(3) グループ取引は全件セディナ経営企画部門担当役員の決裁とすることで、公正性と適切性を確保しました。</p>
6	監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	<p>補助使用人の配置は、常勤監査役からの人数及び具備すべき必要能力の要請に基づき人選し、常勤監査役と協議の上、適切な人材を配置することとしています。なお、監査役の職務を補助する使用人に関しては、常勤監査役と取締役との協議の上、現時点で配置しておりません。</p>
7	監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	<p>上記の通り現時点では配置しておりませんが、配置した場合は、使用人の人事異動、評価については監査役の意向を尊重して行う運用としています。</p>
8	当社グループの取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	<p>監査役への適正な報告を確保する体制を整備しています。</p> <p>(1) 取締役会において監査役から指摘を受けた事項については、担当取締役からその場で回答しております。その場で回答に至らなかった事項については爾後速やかに書面にて回答することとしています。</p> <p>(2) 報告すべき事項は、監査役に対し、定例及び適宜に報告を実施しました。</p>
9	その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	<p>監査役の監査が実効的に行われる体制を整備しています。</p> <p>(1) 監査役は取締役会その他の重要な業務執行に関わる会議体等に参加しました。</p> <p>(2) 監査部は常勤監査役に対し、監査方針・計画及び内部監査の結果等を毎月定例及び随時に報告しました。</p> <p>(3) 常勤監査役は監査結果講評会に出席しました。</p>
10	監査役職務の執行について生ずる費用の前払等の処理に係る方針に関する事項	<p>要請に基づき每期必要な予算措置を講じており、実績は年度予算内で運用しました。当年度は監査役から追加予算の要請はありませんでした。</p>

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第 93 期

事業報告に係る附属明細書

〔 自 2018年4月 1日
至 2019年3月31日 〕

株式会社セディナ

該当事項はありません。

監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、私たち監査役は、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 各監査役は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会期監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社 セディナ

常勤監査役

林 正志



常勤監査役

吉田 聡

監査役

森川 禎一



独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社セディナ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

羽太典明 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三上和彦 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セディナの2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上